

岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

令和4年5月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみの減量及び資源化を促進するため、家庭用電気式生ごみ処理機を購入した者に予算の範囲内で行う岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の内容等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生ごみの堆肥化又は減量化を目的に製造された家庭用電気式生ごみ処理機を購入するものとする。

2 補助金の交付の対象となる家庭用電気式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 電力を用い、微生物等による分解方式、温風乾燥方式等（ディスポーザー方式を除く。）によるものであること。
- (2) 中古品及び転売品でないこと。
- (3) 自己が居住する住居に設置すること。

3 処理機は、1世帯当たり1基に限るものとする。

4 補助対象事業は、別に定める期間内に行わなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一世帯にいない者
- (3) 市が補助金の交付の決定後に実施する処理機の使用に関するアンケートを提出することに同意する者
- (4) 処理機を適切かつ安全に使用及び管理をすることができる者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、処理機の購入に要する費用とする。

2 補助対象経費には、次に掲げる費用を含まない。

- (1) 処理機の購入に係る消費税及び地方消費税
- (2) 処理機の配送料
- (3) 処理機の設置に要する費用
- (4) 処理機本体とは別に購入する消耗品等の費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 処理機の領収書（購入価格、購入店及び購入日が記載されたもの）の写し
- (2) 処理機の保証書の写し
- (3) 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証その他の官公署が発行したものに限り。）の写し

（交付の決定）

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、前条の規定による申請を適当と認めるときにあっては岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときにあっては岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付手続の特例）

第8条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金の交付について、次のとおり申請します。

電気式生ごみ 処理機の情報	製品名			
	製造会社			
	型式		製造番号	
購入日	年 月 日			
購入価格	円 ※ 値引き及びポイント利用分を除くこと。 ※ 消費税及び地方消費税、配送料、設置に要する費用、 本体とは別に購入する消耗品等の費用を除くこと。			
補助金の申請額	円 ※ 購入価格の2分の1に相当する額（10円未満切捨て） ※ 上限20,000円			
補助金の振込先 ※ 口座名義人は、 申請者及び購入 者と同一である こと。	金融機関名			銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
	本・支店名			本店 ・ 支店 ・ 出張所
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
	※ ゆうちょ銀行の場合は、「店名」、「預金種目」、「口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。			
誓約・同意事項 ※ 内容を理解した 上でチェックをす ること。	<input type="checkbox"/> 購入した家庭用電気式生ごみ処理機を市内の自己が居住する住居で使用します。 <input type="checkbox"/> この要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一世帯にいません。 <input type="checkbox"/> 市が補助金の交付の決定後に実施する家庭用電気式生ごみ処理機の使用に関するアンケートを提出します。 <input type="checkbox"/> 家庭用電気式生ごみ処理機を適切かつ安全に使用及び管理をします。 <input type="checkbox"/> 申請者の確認のため、申請者の住民基本台帳の情報について、市が確認することに同意します。			

添付書類

- (1) 家庭用電気式生ごみ処理機の領収書（購入価格、購入店及び購入日が記載されたもの）の写し
- (2) 家庭用電気式生ごみ処理機の保証書の写し
- (3) 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証その他の官公署が発行したものに限り。）の写し

様

岐阜市長



岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金の交付については、次のとおり決定したので、岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定金額

円

2 交付の条件

- (1) 家庭用電気式生ごみ処理機の使用に関するアンケートを提出してください。
補助金は、アンケートの提出を確認した後、指定された口座に振り込みます。
- (2) 処理機を適切かつ安全に使用及び管理をしてください。
- (3) 岐阜市補助金等交付規則又は岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、この決定を取り消し、交付した岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第7条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金の交付については、次のとおり不交付と決定したので、岐阜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 不交付決定の理由